

○豊前海区共同漁業権一覧表

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	豊共			漁業調整規則による規制		条件	備考	
			第1号	第2号	第3号	禁止期間	体長等制限			
第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで	○	○						
	たこ	1月1日から12月31日まで	○	○			体重100g以下			
	餌むし	"	○	○	○					
	あさり	"	○		○		殻長3cm以下			
	ゆいむし	"	○		○					
	はまぐり	"	○			6.1~8.31	殻長4cm以下			
	あかがい	"	○		○					
	もがい	"	○		○		殻長3cm以下			
	ばかがい	"	○							
	(きぬがい)	"	○							
	しおふき	"	○		○					
	まてがい	"	○		○					
	とりがい	"	○							
	おのがい	"	○		○					
	かき	"	○		○					
	たいらぎ	"	○			6.1~9.30	殻高15cm以下			
	あかにし	"	○							
	てんぐにし	"	○							
	第2種共同漁業	あわび	12月21日から翌年10月31日まで	○	○			殻長10cm以下		
		さざえ	1月1日から12月31日まで		○					
あまのり		10月1日から翌年4月30日まで	○							
あおのり		11月1日から翌年5月31日まで	○							
いぎす		1月1日から12月31日まで	○							
おごのり		"	○							
えごのり		"	○							
わかめ		"	○	○						
あかもく		"	○							
雑魚樹網漁業		1月1日から12月31日まで	○						・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網丈2メートル以上のものを使用してはならない。(豊共第1号)	
うなぎ石がま	"	○						・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。		
雑魚底刺網	"	○	○					・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。		
うなぎ柴づけ	5月15日から10月31日まで	○								
いかかご	3月1日から6月30日まで	○								
あなごかご	1月1日から12月31日まで	○	○	○						
ばいかご	"	○	○							
うなぎうけ (かご、筒を含む。)	"	○		○						

免許番号	漁業権者 (漁業協同組合)	免許日	存続期間
豊共第1号	豊前海北部、北九州東部、 曾根、苅田町、葭島、 行橋市、豊築、吉富	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共第2号	北九州市(旧門司)、 豊前海北部(田野浦)	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
豊共第3号	豊前海北部(恒見)、 北九州東部(吉田)、 曾根、苅田町	令和5年9月1日	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで